

漁業の展開過程—坊泊の鰹漁業

原 多 計 志*

Developmental Process of Fishery Economy —A Case Study on the Bonito Fisheries at Bōtomari—

By
Takeshi HARA*

Abstract

A certain historian has maintained the existences of “Zunft” systems in the Bonito Fisheries at Bōtomari village, until the former period of Meiji.

But the author proved the early disappearance of the feudalistic customs in the Bonito Fisheries, and added new opinions to the theory of Fisheries Economic History.

(1) 明治における鹿児島島の鰹漁業

動力化以前の明治の鰹漁業は、全国的に、停滞と見てよからう。山口氏の「日本の漁業」によれば、

「江戸時代を通じ発達してきたこの漁業も、早いところでは明治初年から、おそいところでも明治30年頃から、次第に衰微するようになった。その有様を代表的なかつお釣漁業地についてみると、紀伊では江戸時代から明治7、8年頃まではかつお漁船1艘につき1ヶ年平均1万本、大漁の年は2万本以上を漁獲したが、明治16年頃になると1艘1ヶ年わずかに1千本から2千本となり、その後も不漁がつづいた。土佐でも比較的早くから不漁となり、明治17年に開催された高知県水産諮問会においてもかつお釣の不振がしばしば問題となっている。房総方面のかつお釣も早くも明治初年から、おそくても明治30年前後から衰退し、かつお釣漁船も急速に減少した。」¹⁾

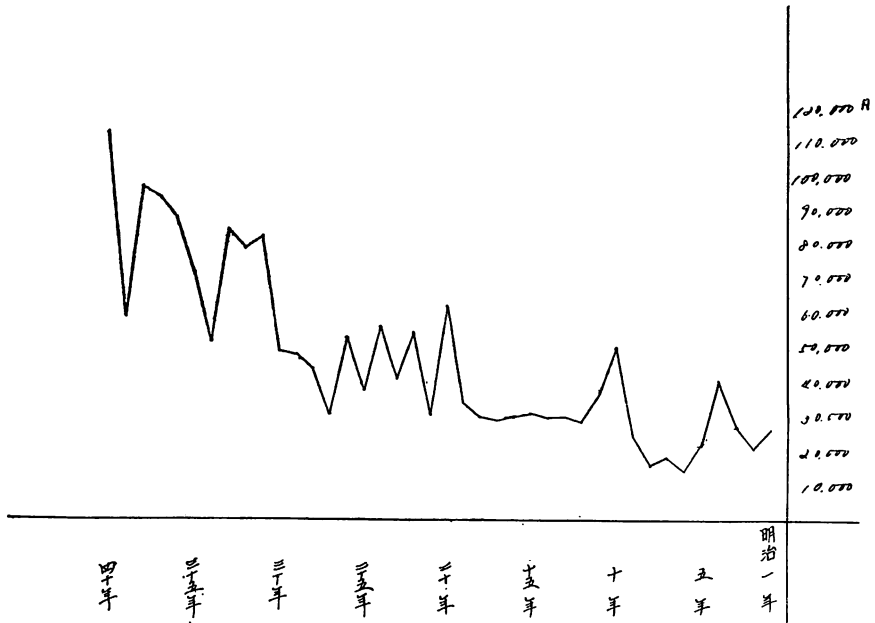
その衰退の原因は同山口氏の原著「日本漁業史」によると「永きに亘る濫獲、沿岸地帯の喧騒化、各種の妨害漁業の発達、稚魚類の濫獲に伴う餌料の不足が主な原因だったと思はれる。」つまり、「カツオも従来より遙か沖合を洄遊するようになったが、多くの漁業地において漁船の改良及び漁港の設備等がこれに伴わず、その結果右記の如く不振を告げるに至った」となっている。それに例示されるように、鰹は沿岸に近ずかなくなり、いきおい沖合に進出しなければならなくなったが、沖合漁業への移行はかならずしも容易でなく、多くの場合、整理されていったのが、全体としては生産の減少となったといえよう。

しかし、逆に、沖合移行への条件をそなえたところにおいては、集中が行なわれ、生産が

¹⁾ 山口和雄氏著日本の漁業

* 鹿児島大学水産学部水産経済学教室 (Laboratory of Fishery Economics, Faculty of Fisheries, Kagoshima University).

高まることになる。「従がって漁船改良等の顕著だったところでは衰退せず、この期を通じ依然発達した。たとえば鹿児島県坊泊の如きはその例で同地のカツオ漁獲高は年により、かなりの高低があったが、大体において上向線を辿って居り、漁船もまた次第に大型となったようである」¹⁾



第1表 坊泊における鰹水揚高

ところで、その坊泊の明治初年から鰹生産額の変遷を表にすると第1表のとおりである。(坊泊水産誌より作成)

いま、10年毎に平均すると。

1年—10年	26,000円
11年—20年	34,000
21年—30年	45,000
31年—40年	82,000

以上のとおりで、上昇している。もちろんその間に価格の騰貴があった。鰹節10貫当りにして、明治初年は5円、4年6円、7年7円、12年8円、20年9円、25年10円、30年15円、35年18円、38年20円、(何れも坊泊の棚卸価格)と騰貴している。この騰貴率を勘算した場合、11年から20年に多少低下するが、20年代、30年代と、大体において上昇している。豊凶の波が多く、さらに、28年、38年の両年は暴風による大きな災害をうけた—28年度の災害はとくに大きく、この地方の30%の船が破損し、700名以上の船員が死亡した—事情を考慮するとき、右のように結論してよからう。

10年代は、全国なみに、沿岸鰹漁業の衰退期に当っており、沖合への過渡期であるといえ

¹⁾ 同漁業史

る。平均的に停滞を示しているが、明治19年に東西の新曾根（坊泊より55湊）の漁場が発見され、沖合進出の1歩がふみ出されている。翌20年には、この新漁場への出漁により「漁獲増進1艘平均2,570円、最多3,000余円」（坊泊水産誌）という展開につづくのである。同様の沖合への進出は焼津の場合にも見られる。焼津では「明治10年代に御前崎の南方約10湊の沖合に金洲と称する新漁場を発見、17年には三宅島三本嶽に出漁した。28年頃より藺灘波島（焼津より86湊5）、銭洲（焼津より59湊）まで出船し…」（前漁業史）とあるように、その後、鰹漁業の基地となった処においては、この時代に沖合進出が見られるのである。

イ. 坊泊の沖合進出

ところで、坊泊の沖合進出の姿は、もっと内容的に見る要がある。19年の東西新曾根から24年、釣込曾根（98湊）29年、ドンコ曾根（83湊）37年、盲曾根（77湊）と漁場は拡大されてゆくが、これに応じて漁船も大型化してゆく。肩巾で示すと

明治1年	9尺	30年	11.4尺
4年	9.5	33年	12
10年	10	36年	12.5
25年	11	40年	13

この肩巾で示される船体の大きさでは、坊泊は全国的に最大を示している。焼津の場合、明治初年は9.5尺であるが、20年前後から10尺、30年頃から11尺となっているが、その後は大型化しなかったようである。（焼津漁業史）

また、24年の「日本漁船調査第1報」から日本漁業史で比較された表によると、

	鹿児島	高知	静岡	和歌山	千葉
長	50.0尺	43.0尺	40.0尺	41.5尺	36.5尺
巾	10.6	9.3	8.3	7.5	7.3
深	4.4	3.5	3.6	2.8	3.3

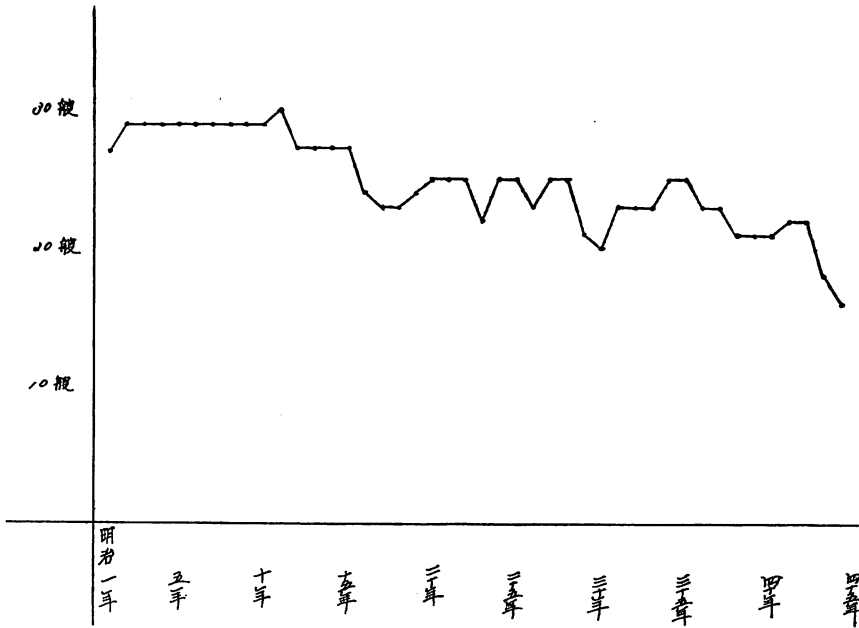
となって鹿児島が最大を示しているが、この場合、鹿児島といっても坊泊の漁船に代表されている。鹿児島において坊泊とならぶ鰹漁業の基地は枕崎であるが、そこでは、動力化の時まで巾11尺程度に過ぎなかったという。（枕崎市・木原氏談）

坊泊と2里しか離れていない枕崎では、明治10年以降、船数は急増しながら（後述）大型化では坊泊に及ばない。その故に、沖合進出において劣ることになる。19年以降、坊の船は東西の新曾根に出漁して20年など大漁をするが、枕崎の鰹船は、そこまで出漁出来ず、たまたま、危険をおかして出漁を試みた枕崎漁船は遭難したほどである。その後の新漁場の発見も、明治時代はすべて坊泊の船によってなされ、その意味では枕崎は坊泊の後塵を拝していた。

かくして、全国的な比較のなかで、漁船の大型化の先頭に立つのは坊泊ということになるが、この大型化は、たんに、自然条件の良さによるのではなく、坊泊鰹漁業の性格による点が注目されねばならない。

これは枕崎と対比することによって理解されよう。枕崎の場合、10年代から鰹漁船の増加がはじまり、28年には従来の倍以上に達している。これに対して、坊泊においては、明治年間漁船の数は一定というより減少への傾向すら見せている。（表2参照）

すなわち、沿岸から沖合への移行、同時に、専門化、集中化の過程において、同じ自然条



第2表 坊泊の鰹漁船数の変化

件のなかで、一つは大型化、他は多数化という二つの形をとったということになる。これは、まさに両者の性格の違いと見るほかはない。

ロ、明治時代の枕崎

後述の説明のために、枕崎の鰹漁業の変遷に、いま少しふれねばならない。

前述のように、全国的に明治の鰹漁業は停滞を示しているが鹿児島県もその例外でない。しかし、鰹節生産量を各県別に見ると

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
明治17年	千葉	高知	福島	岩手	宮城
27年	茨城	鹿児島	高知	千葉	静岡
37年	高知	鹿児島	静岡	宮城	岩手
大正3年	鹿児島	静岡	岩手	高知	福島

(「かつおぶし」より)

となっており、17年に6位の鹿児島はその後、ずっと上位に躍進している。すなわち、相対的には発展を見せているのであり、その発展が専門化、集中化の形でなされていることは前述したところである。その一つの形は坊泊に見られるように大型化であり、他は枕崎に見られる漁船数の増加である。

枕崎の鰹船数は明治9年の資料によると、25隻を数え坊泊の29隻に匹敵する。(鹿児島県漁業規程編纂)その後、12年に木原氏によって従来の親方経営の鰹漁船(7反帆)に対称される間船(仲間船—船員共同の意識を含む—)が経営され、その後、間船が増加することによって漁船数が増加し、28年の災害時には最高60隻以上に達していた。その災害で約20隻を失ったが、それでも、つねに40隻を下ることはなかったという。(木原氏談)

この間船は出現において、また、その出現による経営の変化に与えた影響において大きな意義をもつものであるが、その説明は後にゆずり、このような坊泊、枕崎の鯉漁業の発展のかけに整理され消えていった地方の例をあげよう。従来、南薩一带、大隅地方にかけて鯉漁業は一般に行なわれていた。その一つ、山川の場合をみると、

「明治20年頃に至って従来の親方層から5反帆船肩巾6尺、長8尋に15人位乗込んで七島灘まで出漁する親方船9隻が出現した。…明治27,8年頃には南薩方面の先進地帯かつお船との対抗に耐えずに5反帆船は沿岸漁撈用に後退し、七島灘出漁船には7反帆船巾11尺が登場する(4隻)…が七島遭難の犠牲で残存2船主も休業に入った。」(山川町史)

右のような形で石垣・佐多・野間池など近隣の地帯では鯉漁業が衰退してゆき、動力化の時期に決定的に消滅するのである。

(2) 展開の性格

動力化以前の明治年間において、本県では枕崎、坊泊に鯉漁業が集中していったこと、しかも、枕崎では漁船数の増加、坊泊では漁船の大型化という異った形で発展したことを認識することは、その鯉漁業の本質理解のために重要な点である。

坊泊の鯉漁業の本質は小沼氏によって分析されている。その「日本漁村の構造類型」によって述べると、封建社会のなかで餌漁場を基盤とする船主ツンフトが内部では土地家屋を貸与することによって労働力を緊縛し、鯉漁業を独占していた。そして、その独占は明治に入っても続いていることになっている。すなわち、封建特許的占有関係は「明治年間に幾多の所有形態の上からの変革を経つつ、実質的にはツンフト的船主組合の依然たる所有のまま進んでいる。」と言葉に示されるごとく、動力化によって餌漁場が重要さを失うまで続くことになっている。すなわち、ツンフトは「新規増営船の侵入を防止する唯一の武器」として餌漁場を独占し、その独占が「代言事件」に見られるような排他性を持ち続けたということになっている。

しからば、前述の坊泊、枕崎の動力化までの展開は如何に解釈さるべきであろうか。坊泊の場合、漁船数こそ増加していないから独占性が存在したように見えるが、全国的にも最大の船形が示すとおり先進性を示していること、とくに、枕崎の場合は数において、ほとんど倍増していることの説明には不満な点が多い。

まず、前理論が普遍性をもつためには、枕崎では、坊泊のような封建的諸関係、船主ツンフトが存在しなかったという説明がなければなるまい。しかし、その起源といい、主生産地という点から見ても坊と枕崎とが古くは異質であったとは思われない。旧藩時代に藩で招いた鯉漁業の指導者、松元、森氏も枕崎に居住していることから枕崎の鯉漁業における主要地であったことが理解される。明治9年の鯉船数も「鹿籠(枕崎)の分大小76艘、坊泊浦の分大小87艘」とあって両者、ほとんど差がない、(前記、規定編纂)¹⁾

そして、内部には、後で間船出現によって区別された7反帆を経営する親方層が存在し、釣子に対して住居を貸与した関係も坊泊の場合と同じである。後述の明治12年の船主釣子約定書にもこの点は明記されており、住居貸与を条件に釣子の他船乗組を禁じている。²⁾

¹⁾ 鯉漁船は餌船を含んで3艘1組となるから本船数では、それぞれ、26隻と29隻となる。

²⁾ 12年、木原氏が間船を経営したとき、その乗組員に対して家屋立退が要求されたこと、また、ある年数乗船したら貸与家屋をもらうという証書を開封したら、ただのいたずら書だったという事実もある。(木原氏)

まして、坊と枕崎とは2里を距つるだけであり、漁法に変わるはずもなく、餌漁場の重要さは同じであり、枕崎でも坊泊と同じような独占が続けられるはずである。

しかしながら、枕崎では12年に木原氏、13年に揚村氏と間船経営が相つき、間もなく旧来の親方船(7反帆)の数をしのぐに至るのである。このことは餌漁場をそれほど重要視しなかったために独占関係をつくり上げなかったか、あるいは独占する力がなかったかの何れかの理由によるものであり、その何づれにせよ前論文の餌漁場の独占を重視し、それを本質規定の基本に置き排他性を持たせた見解と異なることを示している。

かくして鰹漁業の性格を本質的に規定するのは親方釣子の関係に比重が置かるべきであり、間船の出現はその関係の変化から生れたものであるから、間船の経営方法が一般的になった20年頃には、すでに、ツンフトは崩壊したと見るべきである。その事情は坊泊でも同じであって船主組合はツンフトと外見は同じであったとしても内部的には、すでに異質のものである。全国的に先頭を走るのも、この変質した力であるし、餌漁場制限、漁船数制限もその生産力によって支えられたというべきである。

坊泊の変質については前論文も割に早くから、これを認めている。

「前述のごとくツンフトは餌漁場の公許独占を主体として維持されたのであるが、旧藩時代末期から明治にかけて種々争奪が行なわれ崩されてゆく。殊に明治15年における代言事件は単なる漁場争いではなくツンフト全体とそれに対抗して進出せんとする新漁業者との激しい相尅でありそれを前駆として崩壊して行く。」

とあるように15年頃から変質がはじまり、40年の坊泊鰹漁業株式会社の設立とともに、「ここにツンフト的性格は解体し近代的会社の形態に変わった」ということになっている。もちろん、この変質は雇傭関係、分配の形態の変遷をとまなうことも見逃してはいない。従来の水揚方法から20年頃、間船方法に移行することも説明されている。(ただし、間船とあるは誤り)

しかし、代言事件にせよ、いわばツンフトの勝利であって「それを前駆として崩壊してゆく」発火点の説明がなく、間船との関連もあいまいにしかうかがえない。このあいまいさは、資料不足にもよるが餌漁場独占を理論の基本とする限り、止むを得ないものとなる。その場合、ツンフトの崩壊は餌漁場の存在がなくなるときであり、それは

「漁業自体の生産力の発達、漁法の沖合遠洋化を媒介としての止揚であり、決定的には後に述べるごとく漁船動力化による生産旋回によって封建的漁業体制の一つの基底が漁法を媒介として揚棄される」

ときであって、41年以降の動力化の時代までツンフトは存在することになる。そうすれば、その間に変質しないのが当然であって、代言事件以後の変質や、間船出現の問題などが重視されないのが当然である。しかし、餌漁場独占を重視し過ぎる誤りは、動力化によって決定的に崩壊するはずのツンフトが、その以前に会社設立とともに「ツンフト的性格は解体し」たという矛盾する説明になっているのである。

もちろん、餌料が鰹漁業にとって重要要素であることは論をまたないが、資料不足、わずかに存在する資料では表面的な事実としてあらわされているために必要以上に重視されるのも無理ではない。しかし、文政年間の坊と枕崎との海面境界事件や代言事件を、直接、餌漁場の問題と見、重要度の説明にしてよいかは疑問である。

文政年間の事件は、藩直轄の坊泊と領地鹿籠との間の漁業権侵害事件である。もちろん、餌漁場であるから争う価値はあったことは疑いないが、領有関係の問題でもある。まして、明治年間より少い漁船数の枕崎が、その漁場を絶対的に必要としたかも疑問であり、本質規定の証明になるかも疑わしい。代言事件でも、直接問題となったのは釣子争奪の面であって餌漁場ではない。¹⁾

それのみでない。枕崎の間船出現の際も、乗組釣子に対して旧来の親方から責を問われたが餌漁場の利用は別に拒まれなかった(木原氏)事実が何より雄弁である。なお、

「採餌の場合、漁場に到着した順に交替で網を入れ、1回で満たない場合は、また同じ順で網入れした」という。その際、新営船も公平に行なわれたのである。網入れの順は坊泊も同様であった。

また、たとえ、餌漁場使用禁止の実例があったとしても、古い関係から排斥したとは限らない。制限は船数と餌の豊度と関係からも行なわれるのであるし、枕崎のように多くの小型の船でとる場合もあれば、坊泊のように、大型の少数の船が利用する場合もある。これを決めるのは発展の度合である。

なお、会社設立の際の船主18名をツンフト船主と書かれているが、新会社の役員になったものの中にも明治中頃から経営をはじめたものもいる。前記水産誌にあるように

「代言事件と同じ頃、下浜(坊)部落鰹船主は製節商社なる組合を設立し連帯にて他村より資金を調達して経営して居た。各船経済を異にせるも会計は組合事務所にて取扱いしが不漁1~2年間にして破産者続出の不幸と共に廃絶した。」

という例が示すとおり、船主の交替も多かったのである。

(3) 性格の変質過程

餌料漁場の独占を過重に評価しなければ、坊泊枕崎における鰹漁業は早くから変質していること、その変質の上に発展が見られることが理解される。変質は20年頃に一般的になった水揚方法から間船方法への分配の形式の移行が集中的にあらわしている。

その移行を説明する前に、まず、水揚方法を実例で述べると左の如くである。

枕崎の例、

鰹 5,619献 8合 (献は尾数であるが2ヶ年間の平均で端数がある)、その代金850円26銭4厘

イ、250献(42円10銭)但50献以上釣上げた場合釣子1人に節1本宛配当分

ロ、536献9合8勺(67円83銭)10分之1と云って船中へ分与する。

ハ、水揚203円48銭5厘、但しこれから喰過飯米代40円69銭7厘と焼酎代30円を差引く、

このイロハまでの合計が船員の配当になるわけで、24人の乗組員とした場合、1人当10円11銭3厘となる。これに製造の際の副産物代4円68銭を加えて14円79銭6厘が、最終の船員1人取得分となる。

¹⁾ 坊泊の代言事件

鹿児島市の瀬戸口氏と坊の蒲地氏が15年に「2艘の鰹船を経営したので同船に乗組たる釣子に対し前船主より多年貸与して居た住居の立退請求事件が起った。蒲地等は船主組合頭取へ新規営業願書に連署を強要し船主側は之を拒絶し互に反目し紛争3、4年に及ぶ」(坊泊水産誌)
この紛争中、三百代言に類する人物が動いたので代言事件の名がある。

ニ、467円61銭

「但諸入費一切の金高船主仕払、吉凶患者施薬家屋造作営膳等」

ホ、139円93銭6厘

「但船主利益分」

右のように分配されるが、ニの467円61銭の使用は約定に示されている。

イ、「釣子の家屋は船主より造作する事、」

「但定例の営膳及臨時大風の難の場合も、2,3男の別居の時も船主より造作すること、孤児等は船主に於て養育し成長の上家屋財産を与え釣子となし来り候例も不少…」

ロ、「釣子難病する時は薬料の内相当船主より手当可致候事」

ハ、「釣子の家内死去の節葬式料船主より公平に手当可致候事」

ニ、「凶年の時は船主より釣子の家内へ相当の合力分与致す可事、但釣子の内貧富に因り分与の多少は可有之事」

ホ、「釣子の家内寡婦となり候ても屋敷地稅並家屋の営膳、死去の節葬式料等は漁の有無に拘らず船主より手当致し可申候事

へ、「男子生れし時船主より相当の合力公平に致し可申候事」

ト、「越年にて船主より釣子へ米穀公平に分与す可き事」

このようなものに使用されるものを含んでいるのである。

これは明治12年、枕崎の船主釣子の約定書(県漁業規程編纂)によるものであるが、秋目郷の場合も、これとほとんど同様であって、一般的に水揚^{みずな}と呼ばれる分配方法であったと見てよからう。

これに対して間船方式は次のようなものである。

「漁業の為に漁夫の要する米・味そ・薪材・焼酎・食塩・苔等の諸雑費は親方に於て之を支弁し置き漁獲代金より之れ等の諸雑費を控除し純利益を左の配当率に依りて配分す。但し1艘35人乗りとし普通釣子、1人を1人前の標準として親方の15は即ち此の15人分なりとす

親方

メテ取り3名	1名に付1.25	3.75
丁年以上25名	1名に付1	25
16—18齡4名	1名に付0.8—0.9	3.2—3.6
15齡未満2名	1名に付0.6	1.2

外に釣子にして男子を有するものは幾人なるに係はず1人毎に0.1の割増を受け又乗組漁夫の父又は祖父にして本船の附属餌魚網船に乗り込み餌魚の捕獲に従事するものは其1名毎に0.6乃至0.8の分配をうけるものとす。」註。(明、36、鹿児島新聞)

ただし、親方を15人分というのは坊泊水産誌にも書かれているが、枕崎の場合は10人前が普通であったという。後述するところであるが、枕崎と坊泊の発展度合に応ずるものといえよう。

さてこの二つの分配方法を見れば大きな相違が指摘される。水揚方法は鰹船をめぐる社会全体に対する分配であり、船主を中心に、その社会が維持されるしくみのものであるに対し、間船方法の場合は船主と釣子だけの直接的分配であるといえる。前者の場合、家屋、吉凶、

等に使用される、釣子にとっては間接的にしか配当されないものが大きな部分を占めていたが、後者ではすっかり消えているのである。

なかでも土地家屋の貸与、営膳—それは労働の緊縛とつながる—という親方釣子の関係がなくなったことは重要である。土地家屋の貸与は「多かれ少なかれ土地所有的性格を重要な要素にしていることにおいて極めて封建体制の特徴を有するものであることがわかる。この土地所有的性格が揚棄されることが資本制生産への変質なのである。」(前出構造類型)とすれば、坊泊においても明治20年頃から一般的になった間船方法への移行は、まさしく、その変質を示すものとせねばならない。

しかし、この変質が早くも20年頃に、しかも、漁船数が増加していない坊泊においてなされたことを考慮するとき、乗組員の要求もさることながら、その間に労働関係の大きな変化があり、船主側としても古い関係を固執する必要がなくなった事情が推察されるのである。つまり、間船方法への移行の理由であるが、この説明は間船出現の事情からなされねばならない。

従来、鰹船の漁夫は乗付、船付という名に代表されるように船主へ隷属するものが多かったが、そのほかに、より自由な賃取りというものも存在した。¹⁾

ところで賃取りは、無祿の士分、他村よりの流入者、あるいは船主没落によって乗組を解かれたもの、さらに沿岸漁業者で盛漁期だけ鰹漁業に従事するもの、いろいろであるが、坊泊水産誌によれば

「(明治30年頃迄) 日給制にして賄付1日7錢より10錢迄年々差異あり外に割出と云ふて釣揚高の幾分の慰労金を増給した 割出は総高の7,8分に相当した」

とあるように制度化されており、それだけ一般的であったのである。この賃取りが間船出現の役割をもった。枕崎の間船第1号、第2号の木原氏、揚村氏はともに賃取りであったのである。また、木原氏経営の船頭も農村出身の賃取りであったし、ごく少数だけが親方の家屋を貸与されていたという。このように、間船出現には自由な漁夫の相当の存在が必要であった。つまり、鰹漁業は多くの労働が必要であり、その必要数が満足されない限り新しい経営は不可能であったからである。木原氏の場合、漁業の指導者として藩から招かれた松本氏の一族であって技術的に勝れていたが、その船頭に見るように農村からの流入者で、したがって自由であった漁夫の存在があって、はじめて間船を経営したのである。その自由者仲間の船というので間船の名がある。

このような自由な漁夫がその頃から増加しはじめる。つまり農村の分解によって労働が析出し、漁業に流入して来る。その量が大きいだけに、漁村は大きく動揺することになった。古い方法のように、労働を家族的に全体的につかんでいなくとも、船さえ浮かべれば鰹漁業が経営出来るようになった。そして間船が増加すればするほど、従来の親方と釣子の関係はうすくなって行ったし、釣子の親方に対する対抗力も強くなったのである。これが枕崎における間船の増加の背景であった。

この農村からの労働流入は、もちろん坊泊にも見られる。水揚から間船方法に分配方法が

¹⁾ ただし、船主に隷属する漁夫全部が乗付、船付であったのではない。親方釣子の親疎の関係もいろいろで、乗付、船付は商品生産者としての親方が必要な労働確保のための投資ともいえるものであり、もっとも密接な関係のものであった。

変化したのもその故である。つまり、古い方法によれば、終局的には釣子の負担に帰することとはいえ、家屋とか、家族の再生産とか固定的な投資が多く、これに比べれば流入して来る労働は安いものであった。この故にこそ、船数は増加しないにかかわらず、分配方法が移行したのである。

かくして分配方法の間船形式への移行は、労働事情の大きな変化に由来しており、その変化は従来の労働関係を質的に変えたものであることが理解されよう。明治17年における資料によると

「坊泊戸数674戸の内漁戸300戸余、漁夫450人、他村雇入漁夫360人」(坊泊水産誌)

右の数字は約40%を他村から雇入れているほどで相当の発展がうかがえると同時に、内部漁夫450名にも、農家出身者が存在すること、そうでなくてもより自由なものが存在することが推量される。そうすれば他村よりの雇入漁夫と合計して古い親方、釣子の関係に結ばれるものより、はるかに多くなろう。つまり、古い親方釣子の関係は17年において、すでに、比重を減じているのである。

以上、枕崎はもちろん、坊においても封建制は早くも変質過程をたどっていることを説明した。だが、坊泊においては漁船数の増加でなく、船型の拡大という形をとったことの説明は後にゆずらねばならない。